

個人情報保護審査諮問書

北広市民第 142 号
平成19年 6 月22日

北広島市個人情報保護審査会会長 様

(実施機関)

北広島市長 上野正



北広島市個人情報保護条例の規定により、個人情報取扱いに関する事項について次のとおり諮問します。

個人情報取扱事務の名称	後期高齢者医療制度事務
諮問事項の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 本人以外のものからの個人情報の収集 (条例第7条第2項第8号) <input type="checkbox"/> 思想・信条等に関する個人情報の収集 (条例第7条第3項ただし書) <input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用及び提供の可否 (条例第8条第6号) <input checked="" type="checkbox"/> オンライン結合による提供の適用除外 (条例第9条第2項) <input type="checkbox"/> オンライン結合による不適正利用に対する措置に関する事項 (条例第9条第3項) <input type="checkbox"/> その他個人情報保護制度に係る重要な事項
諮問事項の具体的な内容	別紙による
理由	「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく平成20年4月からの後期高齢者医療制度の運営にあたり、運営主体となる北海道後期高齢者医療広域連合(全道180市町村が加入の特別地方公共団体)に対して、資格管理や給付決定および保険料の賦課等の事務を円滑に行うため、市町村からの個人情報等の提供が必要となるため。
担当部課等	市民部 市民課 (電話 011-372-3311 内線 663)

【別紙】

<目的>

75歳以上および一定の障がいのある65歳以上75歳未満の高齢者を対象とした新たな医療制度「後期高齢者医療制度」が創設されることに伴う事務。

<内容>

○本人以外のものから個人情報の収集

(北広島市個人情報保護条例第7条第2項第8号)

対象者：一定の障がいのある65歳以上および74歳に到達している高齢者
本人および世帯構成員。

収集先：市民課、税務課、福祉課、高齢者支援課

個人情報：対象者の識別番号、氏名、生年月日、住所、性別、家族状況、障害、
所得課税状況、公的扶助、介護保険料、基礎年金コード

○目的外利用及び提供の可否

(北広島市個人情報保護条例第8条第6号)

外部提供先：北海道後期高齢者医療広域連合、年金保険者（北海道国民健康保険
団体連合会および国民健康保険中央会経由）

○オンライン結合による提供の適用除外

(北広島市個人情報保護条例第9条第2項)

オンライン結合：北海道後期高齢者医療広域連合と180市町村が新たなネット
ワークを形成し、住民異動情報等のデータを連携する。